

平成 20 年 12 月 10 日 (水曜日)

(会議第 2 日目)

応招議員

1 番	村 越 比佐夫	2 番	山 下 伊都子	3 番	宮 地 葉 子
4 番	田 辺 守	5 番	西 村 将 伸	6 番	坂 本 あ や
7 番	矢 野 昭 三	8 番	浜 田 純 一	9 番	畦 地 一 弘
10 番	森 治 史	11 番	門 田 仁和子	12 番	西 村 策 雄
		14 番	小 松 孝 年	15 番	下 村 勝 幸
16 番	竹 下 芙佐雄	17 番	大 西 章 一	18 番	明 神 照 男
19 番	山 本 久 夫	20 番	小 永 正 裕		

不応招議員

13 番 前 田 寿 郎

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 村 正 直	本 庁 副 町 長	澳 本 造
佐 賀 副 町 長	山 本 牧 夫	本 庁 総 務 課 長	植 田 壯
佐 賀 総 務 課 長	藤 本 岩 義	税 務 課 長	松 本 輝 雄
住 民 課 長	米 津 芳 喜	大方健康福祉課長	谷 口 明 男
佐賀健康福祉課長	大 塚 一 福	産 業 振 興 課 長	松 田 二
海 洋 農 林 課 長	矢 野 健 康	大方まちづくり課長	松 田 博 和
佐賀まちづくり課長	中 島 一 郎	会 計 管 理 者	野 並 純
教 育 長	松 並 勝	教 育 次 長	坂 本 勝

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 宮 地 愛

議 事 日 程 第 2 号

平成 20 年 12 月 10 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 議案第 36 号から議案第 63 号

(質疑・委員会付託)

●委員会に付託した陳情・要請・請願

陳情第 21 号 「気候保護法」の制定に関する意見書（採択のお願い）

陳情第 22 号 『「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書』採択に関する陳情

議 事 の 経 過

平成 20 年 12 月 10 日

9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これより、日程に従って会議を進めていきますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

前田寿郎君から欠席の届け出がありました。報告しておきます。

次に、平成 19 年度決算に係る監査意見書の訂正の報告を致します。

皆さんの席に訂正のおわびをお配りしております。

監査事務局から、詳細について報告をお願いします。

監査委員会事務局長（酒井益利君）

おはようございます。

今、議長の方から報告がありましたように、監査意見書に一部誤りがありましたので、この場で訂正をさせていただきますと思います。

皆さんのお手元の方にお配りをしておりますけれども、その内容というのは 1 カ所の訂正でしたけれども、新たにですねもう 1 カ所見つかりましたので、2 カ所訂正をお願いしたいと思います。

監査の意見書の 10 ページをお開きください。10 ページのカッコ町税という、一番上に項目がありますけれども、それからですね、9 行目の行にですね、よろしいでしょうか、固定資産税収入未済額の総額は 4 万 837 円となっているというふうに記載をしておりますけれども、千円という単位が抜けておりました。4,083 万 7,000 円です。正しくは 4,083 万 7,000 円ということで、千の単位を数字と円の間にはめていただきたいと思います。

それともう 1 カ所は、同じく 11 ページですが、カッコ 13、使用料及び手数料という項目の所ですけれども、中ほどにあります。これの一番最初の端の段ですけれども、使用料及び手数料は、調定額 14 万 4,189 円というふうに記載をされておりますけれども、正しくは 1 億 4,418 万 9,000 円ということでございますので、これも同じく 9 と円の間に千という単位を入れていただきたいと思いますというふうに思います。

おわびを致しまして、訂正を致します。よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

よろしいでしょうか。

報告のとおり、訂正をお願い致します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 1、議案第 36 号、平成 19 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 63 号、幡多広域市町村圏事務組合理約の一部の変更についてを一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第 36 号、平成 19 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（矢野議員より「はい」との発言あり）

質疑はまた、分割して行います。

初めに歳入のうち、1 款の質疑はありませんか。

(矢野議員より「ちょっと待って」との発言あり)

歳入のうち、1 款。(議場より「1 款」との発言あり) うん。

議案第 36 号、平成 19 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑は分割して、初めに歳入のうち第 1 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、5 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、6 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、8 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、14 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、15 款の質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

37 ページの、下からまあ 2 行目か、総務管理費交付金、電源立地地域対策交付金 450 万。これは、何に使いましたか。この電源立地地域対策交付金の趣旨が何であるのか。そこをちょっとお聞きしたいですね。

何に使ったのか、まず。

議長 (小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壯君)

19 年度につきましては、保育所の運営費の方に充当させていただいています。

趣旨につきましては、その地域のさまざまな振興、地域活性化、振興発展のためにですね、まあ使ってかまんという状況になっております。

議長 (小永正裕君)

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

その振興のためということになると、その福祉の方へ使うのが、ずれちゅうがじゃないですかね。福祉も振興の、大きな意味ではそうやろうけど、もともとがこの電源立地のこの、その趣旨が何であるのかということなんですよ。

これはね、一番の問題は、まあエネルギー対策を国が進めるために、地域のそういう発電所やダムがある所へ、まあ、ある意味迷惑料を加味して交付するというのがもともとのお話で、旧佐賀町の場合は、放水口から下流対策にしか使えないということでやってきておりましたわ。ところが、その放水口から上流が迷惑を被りようがです、地域的に見れば。

この前の区長会でも話があったでしょう、市野々川の区長さんから。市野々川に限って言えば迷惑施設やと、公の場で言ったんですよ。

それから不破原についてもですね、浸水する恐れがあって、いつもひやひやひやひやしゅうわけですね、雨が降るたびに。あそこから毎秒最大 12 トンの水が流れて出て来ると、それが伊与木川本流の流れを疎外する。従来は、下流対策しかできないということであったから下流の方向ばかりやりよったけど、上流にはこの 450 万は使われてないわけよ。その上流はまた、どこまで影響が出るか分からんけど、小黑ノ川、荷稻、川奥と、こうあるわけね。荷稻なんかも、あのトンネルのズリをかき出して積んであるもんじゃから、そのために災害が発生しておることもあるがですよ。

その片一方で困った所があるのに、なんでそんなとこへ使うんですかね。今までの経過を全然勉強せんまま予算組むき、こうなるわけよ。どればあその昔のことを調べたわけ。これ合併町ながですよ合併町、これは。出来たばっかりのときにいながらよ、やり方変えてしもうて、なんぼ迷惑被るか分からんに、市野々川は。あその水が、水無し川になっていくわけね、市野々川の谷が、ずうっと上の方向いて。困っちゃうがですよ、地元は。だから迷惑施設言いよう。

あそこはね、何にも行政はようやってないがですよ、その対策を。前に漏水があるいうて困った当時、この5、6年前か忘れたけど、それはあこへ発電所を造るときに、四国電力と佐賀村、それへ高知県が立ち合い。その話し合いいろいろやってきて、その契約は生きちゅうんだから、その契約、見たことがありますか、町長。ないでしょう、多分。

それはね、この450万があるなしにかかわらず、迷惑掛けた場合は補償せないかんがですよ。あその漏水対策、地下の放水路についての漏水対策はやりましたわ。それは県が逃げ腰になったもんだから、四国電力と町が直接話でやったわけよ。それは、そういう約束やから。しかし、この450万というものは1円の金も市野々川へ行ってないと思う。もしかしたら、防火水槽ぐらい行ちゅうかも分からんですけどね。けど、それ以外の分は行ってないはずですよ。集会所もね、お宮を利用しゅうわけ、市野々川は。だからね、迷惑施設いうて区長は怒りようわけよ。地域の住民のね心をもうちょっとね、思いやったことをしてもらいたい。それは、佐賀町の時代においてもようやってないわけよ。ようやってない。しかし、この450万は、放水口の伊与木川のあそこから下流対策として、やってきた経過があるわけ。だから、それから上流はね、そういう対策を何も講じてないわけですよ。

(議長より「矢野君に申し上げます。今、歳入についての質疑になっていますんで」との発言あり)

歳入、経過が分かららったら、分からんでしょう。この決算というのは、来年へ向けてのための決算のがでしょう。経過を教えようわけよ。

だから一番いかんがは、だから佐賀のことをもっと分かってもらわないかんき訴えようがですよこれ、合併町やから。合併したばかりで、誰っちゃあ知らん。

まあそういうことで、おかしいやないですかということをお願いうわけ。この使い方がね。

議長(小永正裕君)

山本副町長。

佐賀副町長(山本牧夫君)

この電源立地地域対策交付金につきましては、まあ趣旨の内容につきましては、今議員の申されたとおりと思います。

で、いわゆるその昭和12年に佐賀の市野々川に発電所が出来まして、その後のまあ対策としまして、いわゆるその家地川の取水堰(ぜき)から水が流れて来て、市野々川の発電所で発電をする、その放流水がまあ通常の伊与木川に毎秒最大で12トンくらい流れて来ますので、いわゆるその伊与木川の水量が、定額の部分から非常に増えたり減ったりするということとか、まあいろんなこともありまして、そういうもののまあ迷惑施設といえますか、社会にはまあ貢献している施設であります、そういうものが下流へ及ぼす影響についてその対策を講じるという目的で、まあこれはあるということは十分認識しております。

ほんで、合併前にはですね、まあいろいろ主に下流、放水口から下流のものにつきましていろいろの施設とか、それからまあ、幾らかの箱物もやってきました。その予算が450万ですのであまり多くのものは望めませんけれども、そういうものを長年やってきた経過があります。

それで合併してですね、まあなかなか十分な煮詰めもなかったことも事実であります、そのときに県へこの使途についてですね、まあ申請をしまして、そのときにまあ町の裁量権で使えるという項目もあります。ですから、そのことを相談させてもらうて、取りあえず1年目はですね、保育所の人件費に、まあそれ以上、この予算の枠以上に使うということで承認をいただきまして、人件費に2年間、18、19年度と2年間充当した経過があります。

で、これは今後はですね、十分そのご指摘の意味も配慮、まあ考えまして、21年度からはですね、目的の趣旨に合ったようにまあ町長とも相談して、検討していきたいと考えます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

松田まちづくり課長。

暫時休憩します。

休 憩 9時 19分

再 開 9時 19分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本副町長。

佐賀副町長（山本牧夫君）

すいません。

私今、保育所の人件費に使ったのが18、19と申しましたけれども、これは間違いでありまして訂正させていただきます。

19、20が保育所の人件費でありまして、18年度は佐賀地域にあります、漁協近辺の明神にあります防災倉庫に使っております。

以上、訂正させていただきます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、16款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、17款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、18款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、19款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、20 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

この過疎債のことで聞きますが、平成 16 年からの過疎債の借入実績を見てみると、大体 1 億円足らずいうことで推移してきちよりますが、19 年度においては、借入実績は幾らになりますかね。

議長 (小永正裕君)

暫時休憩します。

休 憩 9 時 24 分

再 開 9 時 25 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壯君)

申し訳ありません。

ここの 59 ページに載っております中角線と池廻り線、また坂折公園の 3 件でございまして、3,730 万です、ごめんなさい。3,730 万になっております。

以上。

(矢野議員より「それだけですか」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

一般会計の所だから、それはそれで結構なんです。大体、もうちっと借れるように思うんですがね。

ほかに何かあれば、報告していただいたらありがたいですが。分かりやすうに。

議長 (小永正裕君)

澳本副町長。

本庁副町長 (澳本 造君)

なお、ご質問の詳細につきましては、後ほどです。ね調査しまして、ご報告させていただきます。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終ります。

次に歳出の質疑を行ないます。

初めに歳出のうち、1 款の質疑はありませんか。

(矢野議員より「1 款ですか。ちょっとごめんなさい。1 款ですね」との発言あり)

1 款です。歳出の 1 款です。

(矢野議員より「ちょっと、これ 69 ページもよろしいですか、1 款」との発言あり)

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

ちょっと、私不勉強なものでお尋ねしますが、69 ページですね。(議場より「議会」との発言あり) ああ、ごめんなさい。1 款、議会やったね。議会はかまん。(議長より「1 款の質疑ですね」との発言あり) はい、失礼しました。

議長 (小永正裕君)

1 款、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

(矢野議員より「はい、ちょっと。2 款でしょう。69 ページ、構いませんか」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

この食糧費がたくさん、ここね流用、これ、この予算書の作り方、決算書の作り方がちょっとよう分からんがですけど。これは食糧費が 35 万 1,182 円あるところへ、食糧費 12 節から 215 万持ってきたという理屈なんですか、この決算書の作り方というのは。

まあそこ、先聞かしてください。

議長 (小永正裕君)

会計管理者。

会計管理者 (野並 純君)

予算書の備考の、表記ご説明のことでございますけれども、それぞれこの 11 節にですね、流用、充用の説明をしておるわけでございます、2 款 1 項 1 目 12 節より、この 215 万円については流用をしてきたというものでございます。

食糧費にということではなくて、この 11 節にですね、それぞれ流用してきておると、こういうように表記をしておるものでございます。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

その上ですね、光熱水費が 508 万 620 円というものがございますが、その下に電気料、水道料、ガス代となっておりますが、これね実はね、作り方がおかしい、ちょっと点いいいますかね、コンマじゃなしに点でこうきちゅうですね、ここがね。

多分これ、3 つの合計が高熱水費いう意味ですか。じゃあその下の、こういう点でこうずうっとやってきて

おるから、私はこれ食料費へ250万というものが持ってきたかなあというように受け止めておったんですが、
ここらあたりの作り方はどうなんですか。

議長（小永正裕君）

会計管理者。

会計管理者（野並 純君）

それぞれ11節に、ただ今のご質問のありました光熱水費508万620円、これの内訳として電気料、水道料、
ガス代がそれぞれありますということで、ご説明をしておるのはそのとおりでございます。

それで、この決算書にはですね、それぞれ流用、充用等の情報を書き入れるということで、この食糧費の明
細というようにこのことを、流用の状況を記載したものではございません。ただこの11節にですね、流用、充
用の状況を記載をしておるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それではですね、この下の流用の部分はですね、左の端へ寄せたらええがですね。そういう考え方ですね。
だから、そういうように作ってもらいたいですよ。これ、分からんがですよ、われわれ見て。流用部分を
左の端へ寄せたらええわけよ。これは、上の説明からしたら下の流用部分は、内訳になってしまうわけよ。そ
うでしょう。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 9時 33分

再 開 9時 34分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者。

会計管理者（野並 純君）

ご指摘の要点は分かりました。

ちょっと、システム上のことがございますので、そこらへんをちょっと研究してですね、検討してみたいと
思いますので、ご了解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

村越君。

1番（村越比佐夫君）

取りあえず、117ページ。この流用の関係ですわね。この一番下に17万、ほいで、不用額が120万9,000な
んぼいう。流用して、17万流用して、その不用額が120何万とかいう、状態になっちゃう、その銭のあるとこ
へどっかから、まあここから流用してね、またここへ不用額と書く。こういう書き方、ずうっとこれをこう調

べてみたらね、まあ今まであんまり僕もこういうところは見てなかったんで気が付かなかったけど、今回ものすごくその流用額がね、数あると。ほんとにこの、総務課なんかはまあこれは幹部ですが、この予算とか財産、自分らの課の使えるお金がどれっばああって、どういう計画で使ういうたらその計画性が見えない、この支出見た場合にね。

ほんまに、家族の中のいうたら小遣いの使うわんぱくな子どもがおるようなもので、だんなはいうたら、財布がどっばり分からんでやれやれいうてやる。最終的に困るがは女房や。ね。

そういうようなことでこれ、今回非常にそういうその流用額でその財産を流用して、またその流用したのがまたどこかへ向いて持って行ちようような傾向が見られる。ほんでそういうことを考えた折、財務管理が十分できてるかなと、こういうまあ考えになるんですが。

その点どうですか、今回。この117ページの委託料の所。03、03、03の11節より流用いう。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

歳出予算につきましてはですね、細かく伝票を切るときにですね、歳出の項目が分かれてまして、で、その委託料も各委託料ごとに分かれてますので、そこになかった場合にお金が出せないわけですので。で、新しくそこにまた細節というかな、この小さい所を作ったりする関係で、当初にまあなかったがをほかのところに使う場合にですね、例えば、言えば中央保育所になかって、ほかのいうたら早咲保育所にあった場合に、それを中央保育所に使いたい場合にはそこにはないわけですが、予算が。だから新しくそこに、ただ流用したりしますので、そうした場合に、全体的にそこで不用になった場合、不用額が発生する場合があって、こんなになっていると思います。はい。

よく分からないかもしれませんが。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

まあ、そういうことが分からんわけではないけど、このいうたら黒潮町の財務規則の中に、いうたら17条の規定かえ、これは流用した金額は、他の経費に流用することができないというまあ、規則があるわけ。ね。

ほんでそういうことを考えた折に、まあここだけじゃないよ、ずうっともう何十カ所もあるわけよ。流用しちよって、また別のとこへ流用しちようね。で、そういうことをいうたらその財務管理者はね、十分分かってこの一般会計のいうたら決算書を作成して、もう点検しちようじゃろうかと思うが。そんなね、そういうのはいうたら皆さんはいうたら管理職は皆プロやから、われわれはいうたらまあ4年に1回の選挙で選ばれてね、どこで転ぶやら分からんけど。

やっぱその点は十分町民に対してね、われわれが説明できるような決算書にしてもらいたい。ほんで、悪いことをしてそのものが銭がないなったとか、どこぞへ使われんところへ使うちよったとか、そういう使途不明金があるとか、そういうことを指摘しちようわけじゃないんです。そこらあたりを十分把握してやね、やっぱわれわれにいうたら丁重な書類でいうたら審議してもらおうような、私はいうたら姿勢がほしい。なんでもが時間がたったらこれを認めてもらえるきに、まあそこそこ言い訳しちよけ。こういうね、町の姿勢では、決してようならんと思う。やっぱ大局に立った、信頼されるような決算書を、誰にもいうたら見てもろうて分かりやすくね、質問されてもいつでもいうたらずっと、あっちこっちへ行って休憩取らんでもやね、言えるばあの

いうたら知識をあってしかりやと思う。僕はそう思うんですよ。

そういうことで、この流用額のね、もうすごいですね。あっちやったりこっちやったりしちゃうが。まあこれがいうたら、その財務規則で適合しちゃうのか。

町長、その点お伺いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

一見しましたら、今議員が言われるような状況に受け取れますけども、まあ運用上ですね、支出行為上のいろいろ細かな部分があるようです。

もし、議員言われるような内容になっておるものでしたら、これは直ちに善処しなければならないと思っておりますので。

現在、私にはちょっと細部は分かりませんので、調べてですね、善処致します、そういう状態であれば、以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

153 ページのね、工事請負金額で、下のこの流用の部分のいうたら 3 つを流用して、ここへやって減額しますわ。ほんで、このお金がいうたらどこへ入ったやらやね、まあようたんねざったがやけんど。

こういう予算の、どういうやり方ですかね、課長。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

佐賀地区の漁業集落の環境整備の工事に伴う工事請負をここに挙げております。

で、流用の方はですね、それぞれ 11 節の方に 15 万、上の一番、備考欄の上から 2 番目になりますけど、15 万の流用を工事費の方から持っていております。

それから、14 節の方に 5 万 3,000 円をですね、14 節の方に、工事請負の一段上ですけど、5 万 3,000 円の流用をしています。

それから、16 節の方にですね、同額の 5 万 3,000 円を、一段下になりますけど、原材料費の方に 5 万 3,000

円を持っています。

まあ事業の、補助事業ですので、その消化のためにそういう必要に応じて流用させていただいております。
以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

ほんでまあこういう決算書の場合には、流用して、またそこから流用するということは、わしはこの財務規則から言うたら、やっちゃいかんことやないかと思う。

ほんでその不用額がないであればね、あれやけど、そこへまあ流用しちゃって、そこからまた次の節へ向いて、節か、区分へ向いていうたら流用するとかいうて。

で、こういうやり方、非常に僕はいうたらその財務規定から言うたら、違反しちゃうと思う。そういうその違反することをね、職員が。財務管理者、最高の町長が、いうたら傍観してる。また、総務課長らもいうたらその本庁の、いうたら本庁付総じゃ、課長じゃけんね。これはもう管理職会で徹底的議論してやね、完璧ないうたら財務管理のできるような、ひとつひな形こさえてもらいたい。

18 年度にね合併してね、そこでいうたら財務規則もきちつというたらこさえちょう。こさえた人らが今おる人らじゃお。財務規則こさえた人らはいうたら今はここに前へ座っておる人らやお。その人らが、たったたったこんなやり方しだしたらね、われわれはうろたえるぜ。何も悪いことを、この中から外へ出ちょうわけじゃないけどね、流用して、またそれを流用していうて、ほんまにこんなね、財務管理は、私はほかの市町村では見受けらんと思う。今まで佐賀でもこういう例はね、ない、はっきり言うて。佐賀でも。やっぱりわれわれ 20 人はやね、町民から代表して皆さんのいうたら財務管理、いろいろな点検する立場で、監視する立場で選ばれたんやから。その人らに対してね、もう少し丁重な議論をして、点検してやね、提出してもらわね、これをほいたら認める。認めたら、分かっちゃって認めたかやと、こうなる。そうでしょう。これは大変なことなんだ。そういうね、財務管理では、僕はこれから思いやられると思う。ぎっちり管理職と議会とがね、ドロドロしたやりとりをせないかんなる。そういう点はきちつとやね、20 年度の決算についてはやね、そういうことのないようにしてもらいたい。

その点町長、管理職会でね、そういうまあことをきちつと指示するということでご返答に。

議長（小永正裕君）

渕本副町長。

本庁副町長（渕本 造君）

それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

議決されました予算執行の上で、どうしても不足される額が出てきます。で、財務規則によりまして、その規制をされておるわけですが、各目、あるいは各節間において、流用できる科目の設定を致しております。その範囲内において、われわれは流用させていただいていると、こういうことですので、ぜひともご理解をいただきたい。

で、特に各議決された予算についてはですね、これはあらかじめ想定されるまあ予算でございまして、執行の段階で不足が生じてくる場合が出てきます。その場合に流用させていただいているということでございます。この件については、各財務規則によりまして流用間における各目、節は定めておりますので、その範囲内でぜひともご理解もいただきたい。そういった流用もあり得るということをお願いをしたい。

で、特にいろいろ冒頭、村越議員からございました件につきましては、21年度当初予算の編成に当たりまして、町長の方から流用についてできるだけ流用を少なくするというようなことで、職員の皆さんにはですね、予算編成に当たっては留意してほしいという、まあ話もしております。

これは、流用が多いということは、これはわれわれも十分反省をすべき点だと思っております。特に予算審査の過程で、査定の過程で、十分なその査定ができているかどうかということも考えられますので、そのあたりもご意見も踏まえて、21年度査定に当たっては十分留意した中で査定を致したいと、このように思っております。

よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

149 ページの節の 19、森林整備推進事業費交付金 784 万と、すぐ下の、やっぱ同じまああれですけど、地域活動支援交付金 1,692 万 1,000 円、（議長より「もうちょっと、マイクの近くでしゃべっていただけますか」との発言あり）はい。この違い、これ自分不勉強ですけど。

それと、それと同じような形ですが、153 ページの節の 12、その備考欄のところで保険料が外国人漁業研修生総合保険料と、ほんで同じように外国人漁業研修生保険料、この違いをご説明をお願い致します。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

ご質問の 149 ページの森林整備推進事業交付金。これはですね、森林組合が高性能の機械導入ということで、重機へ集材機が装備されたものでありますが、それを購入した事業であります。森林組合へ補助金として出しております。

それから、その下の森林整備地域活動支援交付金 1,692 万 1,000 円についてはですね、国の制度がありまして、森林整備公社と森林組合の方に交付しております。19 年度から 5 年間の計画で、後期対策が始まっております。これは制御計画の策定とか境界の明確化、作業道等の草刈りなどに使用する目的で交付金が下りております。

153 ページのですね、保険料、外国人漁業研修生総合保険料。これ二段書きになっておりますが、上の 8 万 1,300 円についてはですね、大方分のマグロ船に係るもの、で、下の段が佐賀地域のカツオ船に係るものと、細目の方がですね、執行上分れておりまして、このような記載になっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

はい、分かりました。

それで、大方と佐賀との保険の形というか、それが違うわけですかね。大方の方は総合が付いて、佐賀関係のが総合がないわけですが。総合保険。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

制度的には一緒でしたが、こういう予算要求のときにですね、ちょっと名称がそれぞれ異なった名称を使ったもので、ここには出てますけど、保険内容は一緒でございます。

（明神議員より「はい、分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。（明神議員より「はい」との発言あり）

もとい、歳出の6款の質疑を明神照男君。

18番（明神照男君）

157ページの節の15、工事請負費の関係で、請負費、東防波堤海水交換施設工事、6千万余りの工事ですが。

これはやるときにもまあ、やったらどこへやるとかいうて自分らも検討してやった工事ですが、その効果はどんなものですか。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

ここに載っている工事請負費6,031万8,300円ですけれども、これはですね、今現在行っております東防波堤のですね、海水交換施設工事のブロック製作でありますので。ブロックを、まあこの海水交換の施設に持っていて、設置するための製作部分ですので、そういうことで。

（明神議員より「自分がお聞きして」との発言あり）

議長（小永正裕君）

すいません、3回質問終わりましたので。1つの款で3回終わりましたので、すいません。

ほかに質疑はありませんか。

（明神議員より「けんど、この3項の1のこれ内訳やきよ、自分が聞いたがは効果を聞いたがでよ、効果に對しての答弁なっちやらんき自分手挙げたがで」との発言あり）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

まだ効果としてはですね、まだ現場が今施工中ですので、効果としてはまだ見えてません。

（明神議員より「はい、分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、決算書 479 ページの平成 19 年度財産に関する調書について、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 36 号の質疑を終わります。

植田総務課長。

本庁総務課長(植田 壯君)

申し訳ございません。先ほどのですね、19 年度の起債借入でございますけれども、4 報告書のですね、72、73 ページに掲げてございますので、そこを見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。

なお、この部分はですね、一般会計と水道会計の部分が一緒になっておりますので、少し先ほどの一般会計の 7 億 1,000 万の入とはですね、5,130 万違ってありますが、5,130 万は水道会計の分でございますので、よろしくお願いします。

議長(小永正裕君)

これで、質疑ほかはありませんので、質疑なしと認めます。

これで、議案第 36 号の質疑を終わります。

次に議案第 37 号、平成 19 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 37 号の質疑を終わります。

次に議案第 38 号、平成 19 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 38 号の質疑を終わります。

次に議案第 39 号、平成 19 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 39 号の質疑を終わります。

次に議案第 40 号、平成 19 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

西村策雄君。

(森議員より「委員会付託先になりますので」との発言あり)

はい、分かりました。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 40 号の質疑を終わります。

次に議案第 41 号、平成 19 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

山本君。

19 番 (山本久夫君)

予算というか決算ですが、これまあ全体的な話ですが、もう直診のこの特別会計のあれはもうなくなるというように移行していくんやと思うんですが、その今のこの決算はええんですけど、将来的にですね、やっぱ責任の度合いとかね、そのへんのことが明確になってないと、今後個人がやるということで佐賀診療所との関係とかですね、そういう方向になるとこのいつまでも特別会計をやっていくと、やっぱりその行政の責任ということが出てくると思うんですが、将来的にはこの会計はどうなるか。

まあ、診療所があることによって国とか県から補助金があるわけですが、そうした補助金的なものを充当して支援していくいう方法もあると思うんですが、そのへんはどんなにこの会計は考えてますか。

議長 (小永正裕君)

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長 (大塚一福君)

直診のことについてお答えします。

直診はまあ、花田医師が個人開業に 20 年から開業になりまして、流れとしては 20 年度で特別会計を終了するというので、ただ、診療収入とかいろいろとあって出し入れせないかんがですが、それは一般会計に移行して対応するような検討を進めております。

以上です。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

山本君。

19 番（山本久夫君）

じゃあ一般会計の方に入るということは、今の佐賀の診療所の体系とは、またちょっと変わってくるということですね。

じゃあそのへんを一番心配するのが、その診療収入なんかが一般会計へ移行していくということは、やはり経営自体がですね、町が関与しているという具合になるわけで、そうした部分が佐賀診療所との兼ね合いというか、私のはっきり言うと、その拳の川の診療所についてはその公の施設なわけですから、それをその診療先生に貸与するとかですね、賃貸契約結ぶとか、そういうやり方を選択するのかなあというような感覚を持ちよったんですが、そのへんは議論されたがでしょうか。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

山本議員が言われるように、佐賀診療所と拳の川診療所、まあ同じ診療所ですので、考え方を一にしていけないかんですが当然ですが、まあ直営診療所で動き出してこんにち至っておるわけですが、まあ地域医療ということで花田医師の医師確保ということも含めて、まあ当初の委託契約に診療収入イコール委託料として花田医師に歳出するという契約書を交わしておりますので、丸々あの佐賀診療所と同じ形で運営できるという形は今のところ思っておりませんが、今後、まあ状況に応じてまた検討もするようなことがなろうかと思います。

よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 41 号の質疑を終わります。

次に議案第 42 号、平成 19 年度黒潮町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 42 号の質疑を終わります。

次に議案第 43 号、平成 19 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 43 号の質疑を終わります。

次に議案第 44 号、平成 19 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 44 号の質疑を終わります。

次に議案第 45 号、平成 19 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はあり

ませんか。

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

現在の加入率ですね。これが今どんななつちょうか、ちょっとお聞きを致します。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

加入状況ですけれども、加入戸数として蜷川地区です、67 戸、出口地区で 68 戸です、加入率ですけれども、19 年 3 月 31 日の資料をちょっと、それによってお答えします。蜷川地区の方がですね、加入率 68.3 パーセント、それと出口地区がですね、41.6 パーセントというふうに。

19 年度末においてはですね、蜷川地区が 67.7 パーセント、出口地区がですね、50.4 パーセントです。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

課長の説明です、この間の。一般会計からの借入金で、2,900 万円ということで、800 万増加したという説明があったと思うんですけど。

この内容といいますか、どのようになって 800 万になったのか、そういうことをお聞きしたいんですけど。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

この償還にかんしてはですね、平成 20 年度あたりがですねピークとなっております、それによってですね、繰り入れの金額も増えるという形です。

（宮地議員より「はっきり分かりません。最後の方、何と言われました」との発言あり）

一般会計からのですね、繰入金も増えたということです。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

これ地方交付税措置があると思うんですけど、それが減ったとかなくなったとか、そういうことではないんですか。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

交付税措置につきましてはですね、20 年度見込みですけれども、2,600 万ぐらいのですね、見込みをしております。2,600 万ぐらいです。

（議場より何事か発言する者あり）

うん。まだ現在、ずっと入っておりますので。（宮地議員より「現在あるという意味ですね」との発言あり）

はい、はい。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

この、あれに対する交付税が今現在も入ってるということでしたけど、これが実質どれぐらいまでの年度の
間、この2,600 万が入るというようなお話ですが、この金額はそのままずっとあと5 年とか、永遠に入るわ
けじゃないと思うんですが。

これが終了はどれぐらいの年度で終了になるんですか。そのへんをお伺い致します。金額はそのまま2,600
万で終了までいくものか、減額がありもっていくのか。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

この交付税につきましてはですね、借り入れの償還に対しての交付税ですので、償還期間が終わるまでである
と思います。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

これはいたら償還が過ぎたら、もうこういう地方交付税の対処はなくなるということで、これいわゆる償還
に対しての起債できよう地方交付税やと思うんですが。そうすると、今以上にこの2,600 万、今回2,900 万で
すか、2,600 万。これに対して、毎年こんだけのお金が必要になる可能性がありますか。これ、加入率も
問題があるかもしれませんが、もし切れたときに、あとはもう永遠に持ち出しになるという可能性が強いで
すよね。まあなんぼになるか、加入率によっては違うと思いますけど。

まあ、施設もそれだけの年数がたつということは、修繕その他のもろもろの経費も必要になってくると思いま
す。そのへんの、まあ今の段階で見込みいうことは難しいかもしれませんが、まあおおよその補助金程度
のものが要るのか、それ以下になるのか。

予測がありましたら、お願い致します。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

この農集につきましては、森議員言われるようにですね、償還金のこととか加入率のことも、そういうこと
もあってですね、まあ今後、その機械の耐用年数等も考慮してですね、今後の方向性なんかも今から検討して
いかないかと、そういうふうを考えておりますのでよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第45 号の質疑を終わります。

次に議案第 46 号、平成 19 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 46 号の質疑を終わります。

次に議案第 47 号、平成 19 年度黒潮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 47 号の質疑を終わります。

次に議案第 48 号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 48 号の質疑を終わります。

この際、10 時 35 分まで休憩致します。

休 憩 10 時 17 分

再 開 10 時 35 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

次に議案第 49 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 49 号の質疑を終わります。

次に議案第 50 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 50 号の質疑を終わります。

次に議案第 51 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 51 号の質疑を終わります。

次に議案第 52 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 52 号の質疑を終わります。

次に議案第 53 号、黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 53 号の質疑を終わります。

次に議案第 54 号、黒潮町企業立地促進条例の制定についての質疑はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

54 号の黒潮町企業立地促進条例の制定ということで今回条例案が出てるわけなんです。基本的にですね、こういった内容で企業を、まあ誘致を促進するということは大賛成なんです、その中のですね、5 条の部分で投下固定資産額 3,000 万円以上、それから新規のですね、常時雇用者を 10 人以上ということで条例出てるわけなんです。

私個人的にですね、なるべく新しく、そういった企業を誘致したいとかですね、そこで自分で起業してみたいという人がですね、もう少し本当にやれるですね、もっとやりやすいその内容にすべきであるならばですね、この 10 人以上とか 3,000 万円以上とかですね、いうハードルがちょっと高いような気がするんですが。

ここらへんはどういった基準でですね、こういった内容になったのか、そのあたり聞きたいのですが、お願いします。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

今回制定の企業立地条例ですが、現在はですね、過疎地域と半島振興地域の課税免除の制度があります。それは 2,700 万の基準となっております。

この制度を作るにはですね、県内の市の状況などを調べて、それを参考にさせていただきました。それぞれですね、市の状況 3,000 万とか 5,000 万とか、いろいろ市によって条件が異なっております。それと、奨励期間も 3 年とか 5 年とか、いろいろあります。が、まあそのへんをですね加味して、雇用従事者のまあ人数の方もですね、制定の市においては 10 人以上という規定がありましたので、それをまあ本町の場合も雇用促進を図る意味から、10 人以上が適当ではないかという判断の基に制定をさせてもらってます。

ほとんどが市で、まあ工場団地とか有するところが多くてですね、まあそういう制定となっておると思いますが、まあ本町は工場用地もありませんので、今後ですね、まあ町としてはその用地確保のための誘致協力いいですか、そのへんを支援していかないかと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

この条例見たときに、今課長言われたようにですね、まさしくその工業団地的なですね、そのイメージでこの条例は作られているなというのをまず第一、実感持ったがですよ。

で、自分たちが思うのは、この地域にですねそういった大きなまあ企業体であるとかですね、いうのはなかなかこう、今の条件からしてですね、来づらいんじゃないかというのが第一的に思ったんです。ですから、もしも本当に 4 人とか 3 人でも雇用してくれるような会社があるのであれば、そういった会社がもっともっと入

りやすいようにすべき、まさしくそういう条例じゃないかなと僕は思うんですが。

そういった考え方にですね、今後、変えていく方向はあるのかなのか、そういう考えはないのかですね、これは町長にお聞きしたいんですが。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

下村議員のご質問にお答えします。

今、矢野課長の方からお答えしましたように、この条例についてはまあ前例的に見ますとですね、工業団地等を構えて、それに対して企業立地、誘致しようという背景でですね、制定しているのがおおかたのようです。そんな関係もあって10人ということにしておりますが、まあ言われるように昨今の経済状況を考えますと、もう5人でも3人でもですね、そういった事業所が出来るというのは、われわれは本当に願うところでございまして、議員言われるようにそういう規模のものに対しても適用できるような内容というのが望ましいとは思いますが。

しかしながら、既存のですね、事業所等とのバランスの問題等もございしますので、今回はこういう内容の提案ということにしておりますが、まあ状況を見てですね、具体的なそういうケースが生まれたような場合には、それに対応できるようなその弾力性といいますか柔軟性は持ち合わせておるつもりでございします。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

山本君。

19番（山本久夫君）

第2条の定義ですが、この第1号に企業者というのがありますが、企業者というのは総称名で、大抵普通一般的には個人企業もあるわけですが、そのへんはある意味、考えてる範囲というのが法人であったり、有限会社であったりとか、そういうくらいにこう考えちゃうのか、それとも総称名のとおり、企業者であれば個人企業も入るわけですので、個人でもかまんという、これは考え方がでしかうか。

その点だけ、ちょっとお聞きします。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

この企業者についてはですね、法人の場合もありますし、個人の場合も含めて考えております。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

このいうたら目的のですね、まあ1条は非常にまあ大事ながやないかなあと、そんなに思うがですが。いわゆる今論議されておりますように、企業がここへ10人以上の企業を誘致する。これはこれからの問題として、非常に重要やと思うがですよ。

しかし、今ベンチャー企業を見たら、全国の統計で3分の2がほとんどけえってしもうたと。ほんで3分の1のいわゆるベンチャー企業が、非常にこう活力があると。で、このことを考えますとですね、その内容を見

るとですね、本社は研究施設を黒潮町に誘致した場合、恐らく研究施設は現在のさまざまな先進地の、徳島もそうですが、行くと10人以上の研究者がいらないんですよ。ほとんど3人から5人。それから各県にですね、その関連の研究者等々で連絡して、新しいものを立ち上げておる。そのことを考えると、10人に限定するということはいかなものかなあと。

で、今までどおりの、今までの産業状態での流れを想定するのか、これからいわゆるそういう新たなこういう時代でございますので、ベンチャー企業、新たなベンチャー、質の違うベンチャー企業をつくる時にですね、10人と限定されたら非常に問題がある、そんなに思います。

それと、もう1点。非常に大事なことなんですが、その内容で。大学のいわゆる大学院を出て、京大とか阪大とか、そういうところのベンチャー企業を立ち上げて、個人でやる。家で趣味でやりよう、そういうことが非常に大きな企業に取り入れられておる。それを考えたらですね、これからの企業はほんとにここでベルトに乗ってやる企業を立ち上げるという、そういう考えなのか、新たな特許を取るようなそういう企業を誘致するか、いうことになってくると思いますので、この10人以上というがはね、非常に問題あるんじゃないかと。

何でこっちへ、幡多郡、高知県へベンチャー企業、先端企業が世界に通じる、メジャーにも対抗できるような企業が出来んかいうことはですね、高知県内のあの県の県知事も話をしちよるがですが、いわゆるね、大学院を出た若者が、博士号持ったような若者が、幡多郡へ来て研究する施設がない。宿毛もそうですよ。聞いた。あこへお前来てやってくれかいうたら、ああ、いかんいかん、あんなところあ。目じゃない。なんで、いうたらね、研究施設がない。あんなところには僕らあ、とても行く気にはなりません。それよりも、いわゆるその都市近郊で、そういういわゆる新たな企業を立ち上げておりますので、黒潮町へそういう人を引っ張って来るということになると、この10人ということが非常にブレーキになる。そう思いますので、このへんは柔軟に、今言えよう町長が柔軟に対応するということでございますので、附則を何か付けてもらいたいなあと、そんなに思うがですが。

町長、どうですかね。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

だんだんのご意見、本当にごもつともだと思います。

しかしながら、繰り返しますけども、既存の事業所等との兼ね合い等もございまして、今回はこういう内容の提案にさせていただきました。が、将来的にですね、ほんとに危急存亡の秋（とき）と認識しておりますので、少しでもこういった企業が、小さな企業でもこちらで展開してもらえるような内容のものに対応するような気持ちは持っておりますので、そのところをご理解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第54号の質疑を終わります。

次に議案第55号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

19 ページにですね、その委託料 5,020 万のうちの情報基盤整備調査の 4,000 万があるんですが、これは 19 年度の決算書を見たらですね、多分同じ項目やと思うんですが、525 万決算挙げてますが、で、19 年で 525 万円使っておいて、さらに 4,000 万使わないかんというこの部分がちょっとね、中身をどういふことをするのか分かりにくいもので、そこをちょっと教えてください。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

19 年度につきましてはですね、基本設計ということでございまして、ほとんどがまあ机上の調査でございます。机上でやった部分が大部分でございまして、今回はですね、4,000 万というのはですね、実施設計ということになりまして、現地調査等ほんとの入札図書まで含んでまいりますので、そういったですね内容が事細かくなってますし、時間的にも要するということですね、まあ内容としましては調査業務、また実施設計でございましてですね、電柱のまあ共架、どういった電柱を使用するのか、もうそういったとこ逐一ですね、地元に入って調査が必要ということになりますので、そういったですね金額が多額になっておるという状況でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

それで、調査項目が妙によう分らんので（議長より「マイク、スイッチ入れてください」との発言あり）4,000 万という（議長より「最初からお願いします」との発言あり）4,000 万という数字がなかなか大きいもので、それでまあ聞くわけなんですけど。その中身がですね、現地調査でその共架がどうか言われてもよう分らんがですが、それだけで 4,000 万ということでもないと思うんですが、ちょっと詳しくね、教えてもらいたいと思う。

それから、調査するについて業者をどういう要領で選定していくのか。特殊なものであろうかと思うんです。町内の業者が、あるいは近辺の業者がそういうことがやるのが難しいかなあとは思いますが。

まあそのへんを、ちょっとお尋ねします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

お答えします。

少しまあ細かく言いますとですね、委託内容はまあ調査業務ということで現地調査、これがまあ先ほど言いました電柱、どういった電柱が使えるかという調査でございまして、約 4,500 本。それから、各種申請協議書類、そういったもん。それからまた地権者の承諾。これはですね、現在まあ基本的には電柱を使用していくつもりでございますけれども電力、また NTT の電柱をですね、使用させていただくということで検討しておりますけれども。そのほかにですね、どうしてもそういった電柱はない部分がございまして、まあこの基本設計では約 2 千本がそういった必要ではないかということがございまして、それらはすべて地権者とですね、交渉が必要になってまいりますので、地権者との承諾とかですね、まあそのほか検討資料の作成、それからまあ実施設計ではですね、システム設計とか電送路の設備設計、それからネットワークの設備設計とか、それからこのセンターとかサブセンターの設備設計、それから仕様書および図書設計、そういったものに掛かりますので、

こういう事業になっておるといところでございます。

それから業者につきましてはですね、まだ最終的にどういう方向で業者を選定するかということは決まっておりますけれども、まあ前回ですね、この基本設計は株式会社ニュージェックという所が受けていただきましたので、そのまあ基本設計に基づいて、現在のこの実施設計の4,000万も出しておるわけですが、そこらへん非常に難しい、われわれも中身がですね、なかなか難しいところもございまして、まあ現在のところ、どうするかという方向はまだ定めておりません。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

隣町で伺いますと、隣町は何かスタジオか何かを造るとかというような話もあるんですが。

このわが町は、そのへんはどのようなお考えですか。一切今後、そういうことは計画としてはありませんか、ありますか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

スタジオ等についてはですね、いろいろこのケーブルテレビでも前例を、まあ失敗例といえますか、研究しましたら、そういった分不相応なですね、設備をしたというのも大きな原因のひとつとなっております。

ですから、われわれのやろうとしておる内容についてはですね、そういったことは極力控えて、手作りのいうか身の丈に合うた内容と、機能を充実したものにしたいというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

関連になるわけですが、この19ページに補正を組まれておるがですが。今言われる説明のようにですね、まあコンサルがそういう調査をすると、まあ電柱の話も出ましたけれども。まあ動くもんへもね、動くもんへのその調査もしてもらいたいなあと。動くもん、人のね。まあ100パーセント加入をするのか、それを想定した調査なのか、また、なかなか加入がこの時期ですね、非常に厳しい生活の人も非常に増えておる、だんだん増えておる。

そういうことを考えてくると、いわゆる計画されておる使用料、ケーブルの使用料が1カ月に1,000円やと。それが確定するとなるとなかなか厳しいと。そういう家庭がどればあおりやあやと。それでまた、そんなら家庭によって無年金の方もおりますので、そういう人にほんなら500円やったら入るかよと。まあそういう人が何人おらあやと。どうしてもよう入らんいう人も何人おらあやと。ほんなら300円でやったら入るかよと。まあそういうね、ひとつのその説明もいいんです。説明はこらせないかん。その中で、ここまで予算を組んでくると、ねえ課長、やっぱりね、そういう町民の中でのどういうばらつきがあるのか、全員、全部がもう100パーセント入るといのを想定なのか。そういう細やかなところまでひとつ調査すべきと思うがですが。

その点、どのように考えて進める考えでございましょうか。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

お答えします。

西村議員申しますとおりですね、この事業はまあ加入の、加入率が大きくまあ影響、今後の運営にですね影響しますので、そういったその住民の理解が大変大事だろうというふうに思ってます。

まあしかしですね、なかなかこれまでガイドブックとか、地域で説明会を2回開かせていただきましたが、なかなかですね、住民の集まりもまあなかなか難しいということもございまして、そのへんがわれわれもまあ心配もしているところでございますけれども、この調査の中にはですね、そういった住民への調査というのは基本的には入っておりません。しかし、まあそうして行っただけにはですね、そういった話は当然していただくものというふうに思っておりますので。

まあそれから、この段になったらもう少し煮詰めた内容が必要ではないかということもございましたけれども、なにぶんですね、少ないスタッフでやっておりますし、期間的なこともございまして、そこまで十分に煮詰められてない部分ということもありまして、まあそのへんも反省しておりますけれども。

これからですね、そこらへんを含めて、今、協議会等も設定してですね、いろんなことを考えておりますので、この実施設計が認めていただければですね、そうしたことも検討しながら、また、加入するかせんかといったですね、そういったもんも調査も必要というふうに考えております。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

今の答弁いただいて、そのとおりだと思うのですが。

まあ非常にね、重大ないわゆる今の生活状態の中で、問題が増えているんですよ、どんどん。なぜかいいますと、私どもの個人的なことになりますが、地区が町の中でありながら過疎地なんですよ。なぜこんな過疎地やいうたら、情報の過疎地。上の山へ、町の真ん中で上の共聴を造った、管理が大変なんです、管理が。大雨、しけ、落雷、大変なんです。それと、木を切らないかん。私も自分が引き受けてやりよりましたけど、何十年も。こたわん。いわゆる今度ら町へお願いして、佐賀の総合センターの前の電柱へ向けて立てらしてもろうた。大体、同じような状態が起きるがですよ。だから、どうしても入りたい。

しかしね、現在でさえあの共聴の10戸足らずの地区でありながら、高齢者にはね、その管理費を私どもはね、負担をしてないんですよ。なるだけ若いもんが支えていこうということで、何人かでいわゆる管理費を全部出しよう。皆努力しておりますので、その点もやはりそういう地域もありますよということを踏まえて、非常にまあ今、前向きな答弁でございますので、ぜひそういう地域もあるということを基本にやっぱり考えて取り組んでもらいたい。

そのことをあえて要求、要望やなしに要求したいと思っておりますけれども。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

具体的な数字とか、まだカウントはできておりませんが、説明会等でもですね、そういった配慮はしていきたいというふうに申しておりますので、そのように配慮したいと思っております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

27 ページのですね、し尿処理費の所で、今回 300 万の委託料出てるわけなんです、ちょっと一般的なお話でちょっとお聞きしたいと思います。

今現在がですね、1 日 28 キロリットルというものを、今回の増設で 40 キロリットルにするというお話だったんですが。ちょっと心配するのがですね、ちょっと自分素人で分かんのですが、その 12 キロリットル 1 日増やして、で、対応するということなんですけど。

それですね、将来の見通しなんです、まあ人もだんだん少しずつ減っていったら大丈夫かとは思いますが、もしもですね、この容量自体でですね足りなくなると、それこそまた大変なことですので、どこらへんまでのですね、その容量を見込んでるのか。例えば、フルでいったときの大体 8 割ぐらいはこれで絶対大丈夫とかいうぐらいで見込んでるのか、もう満杯レベルで見込んでるのかですね、そのあたりはどういうふうに計算されてるのでしょうか。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

お答え致します。

これ、算定基礎ですが、平成 19 年度搬入量が 1 万 815 キロリットルで、現在問題になっています未収集量が 1,237 キロリットルあります。これを足しますと 1 万 2,052 キロリットルになります。これを 365 日で割って、さらに過去 3 カ年の変動係数というのがありまして、これが 1.21 です、これを掛けますとまあ 40 キロということですので、十分対応できるということでコンサルの方からですね、調査報告もまあいただいております。

で、人口も今から減ると思います、かなり。それと、まあ若干浄化槽が増えてくる、それから簡易水洗。そこらあたりも考慮して、この数値を決定しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

ちょっと確認なんです、係数 1.2 を掛けていうことですので、その 20 パーセントを大体割増で今の現状よりは見た、というような感じでとらえていいのでしょうか。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

計算しますと 33 キロリットルで、まあ普通、通常処理できるがです。それプラス、1.21 倍の最大変動ですね、を考慮してしてますので、ということです。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

私も今の議案についての関連なんですけど、スケジュールのご説明がありましたですね。22 年 3 月ですかね、

完成。

もう一度スケジュールをお示しいただきたいのと、それからですね、それが最短の時間なんでしょうか。もっと短縮するということはできないのでしょうか。今年度もですね、広報にも出ておりましたけど、12月のし尿については年末になると大変込み合うので、早めにお願ひしますというようなことの記事が出ておりました。で、そんなスケジュールから見ますとですね、年末がまあ2回ぐらい重なったりとかしてですね、住民の皆さんに大変ご不便をお掛けする、また、企業の方々も大変困ってらっしゃるという事情があると思うんですが、そのあたりを勘案しての最短の時間で、この計画はなされているのでしょうか。

そのあたりをご答弁いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

お答え致します。

この工期ですが、工事が平成21年の5月から平成22年2月を、まあ10カ月を予定しております。

それで、今からですね、この300万を基本設計を作成しなければなりませんので、もう町民の方々に大変ご迷惑掛けておる状況ですが、最大限最短工期でまあやろうということでやっていますけれども、これくらいの期間はどうしても必要かと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

33ページですけど、一番上の15節、工事請負費ですがね、坂折公園のストック改善事業というふうに説明されたように思ひんですけど、これはどのような工事なんでしょうか。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

それでは、私の方からただ今のご質問についてお答えをさせていただきます。

このストック改修事業というのは、今お話にありましたように、坂折地区の12戸この分をやっているんですが、従来外壁の部分の工事がですね、外側の外壁の部分、その部分はその足場の組み立てをしないと、なかなか詳細に見ることができません。その分を今回、それを精密に検査した結果、どうしても全体的にひび割れとか、コンクリの空間部分が出来ているということで大変危険な状況にありますので、その部分の工事を今回補償工事をして、やらしていただくことになりました。

その部分が500万円程度増加したことになっておりますので、よろしくお願ひを致します。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

確認のような質問になりますが、先ほどの下村議員の質問の、27ページのそのし尿費の関係ですが。

説明のときに28キロを12キロ増やして、というような説明やったと思うんですが。ただ最後のあれで自分、40キロの増設というように聞いたがです。ほんで、40キロになるように増設しますというのやおとは思うがです

が、この間の説明では40キロの増設というように聞いたもので、その確認と。

それからもう1点は、この19ページの矢野君や西村さんのあれにもあったのですが、まあ町長にお聞きしたいです。9月の議会に町長はまあ、まあ不転の決意でやるという話があった後で、誰かの質問のときに、まあ町民の意向がどうかということも参考にさしてもらうというような答弁やったと思うがです。

ほんで町長は広報でも、これは住民のまあ意向うかね、アンケートというお考えを述べられておるわけで、ほんで自分らにしたら、まあ自分らにしたら、自分らがこの事業を具体的な形で知ったのは6月で、それでまあ9月にあって、この12月にまあ4,000万という補正を出されておる。

ほんでこれが、情報基盤整備調査。ほんでこの、その調査というのが、大体先ほどの植田課長の話でもほぼ分かったがですけど、自分が思うのは、やってええか悪いかの調査なのか、それとも、もうやるいうことを前提にしての調査なのか。先ほどの課長の話では、もうやるいうことを前提にしたような話やったように思うがです。

その点についてお聞き致します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

前段のし尿処理の方を、先へお答えさしてもらいます。

40キロ増設やなしに、12キロになります。現在28キロですので、12キロ汚泥の増加によりまして不足しますので、40キロとするものです。

以上です。（明神議員より「はい、分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

議員の質問にお答え致しますが。

この事業についてはですね、私も道中、いろいろデジタル、地デジの関係のですね、時間的な制約もあったりしますもので、多少その表現としてですね語弊や誤解を与えるような部分もあったかと思えますけども。

これは基本的にいろんな理由はありますが、最大の理由は、これだけ地域がですね、格差がついて疲弊していく中でですね、これから先、この情報基盤整備というものは国道、道路等と同じように、最も重要な社会インフラというふうに認識しております。そのためにあえてですね、財政的に許せる範囲という判断の下に、この際この事業を町行政がですね、先導的に進めていきたいという思いでやってきました。

そういうことで、今回の調査の4,000万の予算計上ですが、これについても実施するための設計、実施設計を作るとのことでの提案でございます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

はい、分かりました。

まあそれぞれ考えは、まああることですから、まあ町長は町長なりのそういう考えで、これを進めるということ。

ただまあ自分、まあこれ一般質問でも聞かしてもらうようにしてはおりますが、その事業費の16億、まあ確

かに国がほとんど見てくれるという前提の事業ですが、ただ、それから後の維持管理の問題を考えたときに、果たして町長が今おっしゃったように、私たちのこの土地で情報を生かして、その費用対効果ですわね、俗に言う。まあこれもそれぞれの考え方があって、まあそのときになってみなあ分からんことで、いい悪いは結果が出てこんと分かんと思うんですが。

自分らのやることは結果が大事ですが、けんど結果が出て悪かったきいうて、どうなるもんでもないわけです。まあこれ、前も自分言わしてもらったことですからけんどなかなかね、16億も掛けて、まあ事業として。それで年間にまあ8千万から1億ぐらいの管理運営費が要るということで、それで、その仕事によって確実にこういう利益が発生する、これやったら採算が合う事業やというものがないと、なかなか自分の金ではできんことで、まあそのために公共の事業があることも理解できるんですが。

もうこんなこと言うてもあれですき、分かりました。

議長（小永正裕君）

小松君。

14 番（小松孝年君）

まあ同じ所ですが、このし尿処理の施設のその最初の説明ですわね、浄化槽の汚泥の増加により増設するためというふうに聞いたのですが、ちょっとまあ聞き間違いやったらすいませんが。で、さっきの説明で、施設の規模の決め方の中で、これからは人口も減り浄化槽も増えるので、まあ将来減ってくると聞きました。

で、実際この汚泥が多くなった原因というのは何か、教えてほしいんですが。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

簡易水洗とかですね、そういったような関係もあります。簡易水洗、まあトイレの普及に伴い、まあし尿の方です。

以上まあ汚泥、合併浄化槽とかですね、そういったような普及も多くなっていますので、将来的にはそっちの方向にもまた向いていく可能性もありますので、生し尿以外に合併浄化槽のまあ普及というようなことらもあります。

まあ、人口は減っていきます、将来的に。そういうことも踏まえて、コンサルでこの数値は算出しております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

ケーブルテレビの調査費については、まあ総務委員会で審議させていただくわけです。

質問したいのは、31 ページのこれ、わずかな予算ですけれども、黒潮町入野地区まちづくり検討委員（議長より「マイクをもっと近づけて発言してください」との発言あり）もっと感度のええがを据えちよかなあ。

都市計画総務費の中でこの6万9,000円ですが、このまちづくり検討委員会、今現在それぞれ検討されているようですが。まあ1つはこの庁舎の移転、これをまあ6カ所くらい、聞くところによると検討をされている。庁舎改築検討委員会なのか、このまちづくり検討委員会でやっておるのかちょっと分かりませんが、これ入野地区に限定されておりますので、恐らく庁舎も入るんじゃないかという感じがします。

ほんでそれと、もう1つはこのバイパスの、もう既にバイパスがつくというふうに町民は受け止めております。非常にまあ反対者は危機感を持っているわけですが。

まず第一に入小、学校のまあ登下校にかかわる通学道路、それから保育園の園児の通園、それからまあ錦野団地からの上り下りする皆さん、それからスーパーの買い物客。これからだんだんだんだんまあ、あそこ周辺が混雑をするであろうという、まあそういう予定を、そういうまあ予測がされるわけですが、そこに今度はバイパスが入って、相当の混雑が予想される。

まちづくり検討委員会でそこらあたりの内容を、1つはどのような形で検討されてるのか、そこらあたりも本当にこうちょっと心配しているんですが、約何人くらいで、そこらあたりまでの緻密（ちみつ）な検討されているのかどうか。

ひとつちょっと、その点をお聞きしたい。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

まずですね、まちづくり検討委員会と、庁舎移転建設検討委員会と2つございまして、基本的には国道56号改良が進展した場合に、庁舎の移転が必要になってくるということで、庁舎移転の検討委員会。

それと、加持川橋から下田の口の緑野団地への入り口まで、ここまでがですね、国道56号改良および、まあ枝線といいますか附属した改良をしていくということです、その地域の、まあ基本的にはこの中心地をどうしていくかというようなことで、まちづくり検討委員会を立ち上げております。

それから、まあ通学路、保育所への通園、スーパー付近の安全対策ということですが、もちろん図面で検討をしております、まあ基本的にはスーパー付近は現在、歩道のない錦野団地への取り合いとなっておりますが、その付近はですね、少し西の方に移動して、歩道を設置して改良していきたいというふうな計画を持っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下芙佐雄君）

まあ、頭で考えること、机上で考えること、それからまあ口で言うこと、これはまあ簡単に説明ができると思う。ところがその、入野地区住民のまあ一番危惧する問題、そのそこら周辺の混雑、今度は買い物に行くのにもかなりこう危険な状況が生まれてくる。

そこらあたり真剣に、責任持って討議をされておるのかどうかということが私、一番懸念を抱いておる。これまでその検討委員会でいろいろ検討しておるけれども、責任持った検討委員会というのがないんだ。だからその内容で、本当にその責任持てる内容のメンバーでこの検討を進めておるのかどうか、そこを。

こらあ課長、場合によってはこら承知せんぜよ、ええか。脅しやないぜ。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

まずですね、最初の方の質問で人数が抜かっておりました。かつちりした数字はちょっと把握してないんですが、22名くらいだというふうに記憶しております。かつちりした数字は、少しずれがあるかもしれません。

それと、まあ責任の度合いというようなことかもしれませんが、基本的にはですね、自分たちもこのこれを立ち上げる段階で、どういうふうにしようかという検討を行いました。その中で、やはり行政というよりかは住民の皆さんの意見を聞こうということが基本にございまして、各地域の代表者とかこの地域の住民代表、それから、このまちづくりへの公募も行いまして、そういうメンバーで構成をしております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

まあこれで3回目になるけれどもやね、そのまあ説明会のまあ案内内容というのは、ほとんど地権者を対象にした説明会を今まで開いてきておるが。これは住民全体、この入野地区の問題じゃ。ね。スーパーで買い物をするのをお年寄りから子どもを含めて、登下校するのも、みんな、これは学校、小学校、中学校、高校、そういう所へそのバイパスをぶち込んで、それをどんなにするのか。そのあれも、図面も出来ちよるがですか、今。

そこらあたりちょっと、まあ図面からこいを含めて、これ提出してもらいたい。何を法線計画だけはつけておるけれども、一体ここはどう具体的になるのか。そこらあたりの点について、本当にこの検討委員会の中で検討されているのかどうか。

その点も、もう一度お聞きしたい。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

議員の質問がですね、今の国道改良の計画の問題だというふうに思っておりますが、まあポイントを絞りますと、その部分の法線につきましては、従来から変わっておりません。

それで、検討委員会の中では、そこに集中しての検討はまだしておりません。だんだん進めていく予定ですが、その検討委員会の中に定義といいますか、行政側から投げ掛けておるのが数点ありますけれども、その1つにですね、現道。この現道が危険ということについては、いろんなご意見はありますけれ（竹下議員より「現道のことは聞きやあせなあね。その場所はどうなるのかいうことを聞きようが」との発言あり）場所については（竹下議員より「全部のことを聞くことはない。元から、このことは今まで分かり切ったことや」との発言あり）場所についてはですね、改良計画、ご質問のところの改良計画については、従前から変わっておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

3回目でございますが、35 ページのですね、目の3、維持修繕費。区分では11の需用費なんですけど、ここで47万3,000円ということで計上されておりますが。これは学校の水洗トイレというようなことを説明を受けたんですが、まあ、一番清潔にせないかんとこなんです、ここ。

ほんで佐賀はですね、13年前に水洗トイレに中学校もしたがですよ、ほとんど。それは、いわゆる子どもの

教育の中で、まあ社会学も含めてですね、今、衛生学も含めて、一番汚い所をきれいにしようということで、校長、大方出身の校長先生からの要望もあって、いわゆる支える会の方で、施設部の方でこれに取り組んだ。

大方のいわゆる小中学校を含めてですね、水洗トイレがもうほとんどで、ここだけ残っちゃったなのか。またこの水洗トイレもですね、従来型、前のその冷や冷やした、いわゆる容器を据えるのか、まあ今の、いわゆる温水が出るような容器を据えるのか。どうもそれを考えたら、これはどうもあんまり金掛けるようなふうやないが。これはたったね、47万3,000円やったら恐らく、冬は飛び上がるような冷やいが据えるがやないろうかと思うのですが。

そういうことではなくね、やはり教育に金を掛ける。うん。いわゆる一番気になる所からきれいになるその感受性、子どもが。それと、男性と女性のいわゆるトイレの区分。まあニュージーランドが来たとき、男も女も一緒やいうて、つったまげた。自分は何とかなにせないかんぞいうて、自分はもう男と何と、女性用増やした。何とかうちへもホームステイしてもらいたいということで、非常にね、こういう清潔な所を造ると、姿勢が変わってくるんです、姿勢が。うん。いわゆるスリッパの脱き方、履き方から整頓しだすようになるんですね。それは自分だけのことでなく、誰かが後を使う。そういうね、配慮。

あの野球の川上監督が、いわゆるただ球をこう投げるだけやなしに、受けよい、後ですぐに処理ができるような球を投げる選手が、やはり将来大選手になるがやと、まあ人間的にも変わるがやと、まあそういう教訓もあるのですが。

たったこれは1基なんですか。冷や冷やしたよ、冷や冷やしたのを造るがですか。そこらあたりをひとつね、教育委員会もなかなか財政面なことがあろうかと思いますが、まあ教育に対して知事も非常に力入れておりますので、最近。いよいよ2年目ということで、1年は過ぎて知事の力を試されるということで非常に努力しておりますので、教育の問題についても見直すと。施設についても力入れるという、そういうことが新聞に掲載しておりますので、非常に配慮したね、もっと。そういうがにもうぜひ取り組んでもらいたい。

で、今後そういうことを考えるのかどうか。非常にまあ教育関係の委員長とね、次長が退屈しておりますので、ひとつ答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答えを致します。

今回、この補正で計上しております分については、来年度、大方中学校の方に体に障がいを持たれるまあ児童が入学をするという予定になっております。現在この児童は、上川口小学校に通学をしております、肢体不自由ということになっておりまして、この児童のための洋式トイレということになっております。

現在、小中学校におきましては水洗トイレになっておりますけれども、便器につきましてはいずれも和式の便器ということになっております。まあこういった場合に限って、洋式のトイレをまあ設置をするということにしております。

現在のところ、洋式トイレの設置ということについては、まだ現段階ではそういうことは考えておりませんので。今回は、それに対する設置です。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 55 号の質疑を終わります。

次に議案第 56 号、平成 20 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 56 号の質疑を終わります。

次に議案第 57 号、平成 20 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

竹下君。

16 番 (竹下芙佐雄君)

決算の中でも歳入、収入未済額がかなり増えておるような状況の中で、まあこの補正についてもですねお伺いしたいのは、この中で、まあ今問題になっているところの保険の保険証を取り上げた所、ここは一体、何人くらいになっておるのか。今何件くらいあるのか。

それから、そのためにかなり病気になってもお医者にかかることができないという方たち、たとえ保険証を持っておっても、金がないために医者代が払えないというような家庭も今現にできており、非常に深刻な状況なんです。

そういうところの、まあ困難な状態にある家庭が一体どのくらい今生まれておるのか、まあ未払い家庭ですね。それをちょっとお聞きをしたい。

議長 (小永正裕君)

暫時休憩します。

休 憩 11 時 34 分

再 開 11 時 35 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長 (谷口明男君)

その資格証の問題につきましては、ただ今手元に資料がございませんので、また後でお答えしたいと思います。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16 番 (竹下芙佐雄君)

まあ一応、ここまで踏み込んだ委員会審査もね、そういうところで、まあいわゆる今の国保家庭であっても、そのまあ資格証明だけを渡していきよる、そういうところまでの実態を委員会、まあこれから常任委員会へ付託するわけですが、委員会審査の中でも踏み込んだ一応審査をしていただきたい。そういうつもりでまあ、これをお尋ねしたわけですが。

なお、あとのその今の件については、今手元に資料がないということです、後でまあ請求を致します。以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 57 号の質疑を終わります。

次に議案第 58 号、平成 20 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 58 号の質疑を終わります。

次に議案第 59 号、平成 20 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

この件ではまあ、在宅介護について介護手当大体まあ 1 万円、今現在支給されているところですが、これがまあ他に収入がないけれども、在宅、この認定を受けても結局、そのサービスを受けることができない。結局サービス料が、金が掛かるのでいうことでまあ、家の方でまあ身内とかそういう方々がまあ、この在宅介護で 1 万円の手当をもらって介護をしておりますけれどね、この内容についてもやっぱりこれ、1 万じゃあとてもじゃないが、まあおむつ代とかそういった介護に必要なものにその 1 万というのはすぐに飛んでしまって、結局、家庭の生活状況もままならない状況にあるんですが。

そういった家庭状況も一応把握できた上で、まあその支給をやっておるのかどうか。その点、ちょっとお聞きしたい。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

議員の質問とですね、この介護保険の特別会計とはちょっと違いましてですね、1 万円の介護手当は一般会計の方で行っておりますのでちょっと違いますけど、まあ言われた、そのちゃんと調査しているのかということにつきましてはですね、はい、十二分にやっているつもりでございます。はい。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

この介護保険事業に特別限った質問じゃないんですが、この保険事業、まあ医療の関係で、ここへきてウイルスによるインフルエンザの問題がこういろいろ出てきて、その対象者がほら子どもと老人いうことを言われだして、まあこれは、自分らもほんまにこのウイルスがまあ流行というかはやったらいうような、ある面の危機感いうか持っておるんですが。

それでこの老人だけということではなしに、町の医療の関係という形でお聞きしたいんですが、そのウイルスによるインフルエンザに対してのほら、町の取り組みいうようなことは考えてないんですかね。

議長（小永正裕君）

ただ今、介護保険事業会計の補正予算についての質疑をしておるところでございます。

18 番 (明神照男君)

はい、ほんでその介護保険の対象者が老人なるわけよね。そういうことも含めて、ほんでこれだけというがじゃないが。

議長 (小永正裕君)

国民健康保険についての質疑のときにはですね、予算についてはそういう会計上の計上があるかも分かりませんが、介護保険についてはですね、予防接種にかんする項目はないのですね。

18 番 (明神照男君)

はい。いや、それも自分分かつちょう、ただ、たまたま自分ね、このときにそのウイルスの。

議長 (小永正裕君)

暫時休憩します。

休 憩 11 時 41 分

再 開 11 時 42 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。(明神議員より「はい、分かりました」との発言あり)

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 59 号の質疑を終わります。

次に議案第 60 号、平成 20 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 60 号の質疑を終わります。

次に議案第 61 号、平成 20 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 61 号の質疑を終わります。

次に議案第 62 号、黒潮町道路線の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 62 号の質疑を終わります。

次に議案第 63 号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についての質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

じっと私は説明を聞いたときに、基金の取り崩しが可能になったということと、積み立てが 10 億をやると、まあ県からもろうた分のをけて配分するということらがあったと思うんですが。

その理由ですね。必要があつて、町民がもっと使いたいと思うところへ使わんと積み立てしたと、一生懸命。だけど、取り崩す理由が何なのか、必要があつて貯金したはずや。だけど、取り崩しが可能になったから崩す

というが、いかにも理屈がおかしい。その必要性のあるものの理由の説明が、私なかったがじゃないかな思
うて質問しようがです。それと、必要があれば仕方がないがですよ。合理的な理由があれば。だから、合理的
な理由を説明していただきたい。

それと、この一部を変更する規約というもののの中に、今言った基金の取り崩しすることが可能になったとい
う部分が、この中のどの部分でそうなるのか。というが、全文がわれわれもらっていないからね、分からんが
ですよ。ここだけ見て考えよるので。で、できたらね、全文を私はもらいたいですよ。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

取り崩す理由といたしますか、お答えを致します。

もとよりですね、目的があつて幡多広域の町村圏のいろんな事業にその果実を、約年間 600 万の果実があり
ました。それを使って観光振興の事業をずっとやっておりまして、それも継続していきたいと。

また本体、原資そのものですね、くろしお鉄道の支援とか、いろんな意味で幡多広域の事業の中で使う場
面があるんじゃないかということで、少なくとも私としては、黒潮町としては取り崩したくないと、べきでは
ないという姿勢で臨みましたが、某他の市町村でですね、どうしても取り崩すようにしてほしいという強い要
請がありまして、最終的に議論の末、まあ半分程度、半分に限って、取り崩しを前提にこの規約の変更をしよ
うということになった次第です。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

そこですよ、これはこの議会を全く関係なく、この市町村圏は運営されようがです。ほんで、くろしお鉄
道もそうですね。それからごみ、ごみ処理、それからまだ消防、あるんですよ。これね、われわれこの議会
で手が届かないところで物事が全部決まって動いていきようがです。

で、だから私は、そういうものが全部分かるようにですね、ちょっと先ほど予算のところで質問するのを忘れ
ておったもので、次はですね、まあこれ、この条例についての話なんです、ついでにまあお願いしておきた
いのは、そういう将来にわたって大変なお金が掛かるであろうくろしお鉄道の問題も、ここからどうも使うと
いような話ですね。じゃあ黒潮町議会が、町民が出した金、議会が何も手が出ないところでものが決まって
金が動くというのはね、ちょっと僕は困るんですよ。それで、関連する資料はね、やっぱこちらへもね、出し
てもらいたいんですよ。

まあ、このことの質問の趣旨が少しずれるかも分かんですけど、まあ要は町民の金ということで、質問
しようわけです。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

前段の質問のお答えでございますけれども、このふるさと市町村基金につきましては、町長が申したとおり
でございますけれども、これまではですね、この市町村基金については取り崩しをしたらいかんというような

ことがございましたが、昨今ですね、市町村の合併等がございまして、いわゆるまあ広域でつくったものはですね、合併した関係でまあ一市町村になってきたという状況もあったりしてですね、総務省の方がこの基金についてはですね、広域行政機構および構成市町村の事業実施に必要な限度において、まあ取り崩しができるという通達いいますか、事務連絡がございまして、それを受けて今回の市町村圏基金の中でですね、協議会の中で、議会の中でこういう議決をしてきたということでございまして、今、理由等については町長が申したとおりでございます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

先ほどの、まあこういう議員の手が届かないところでいろいろなことが決められてですね、いっておる点については、いろいろな資料等も示してほしいということですが。

もちろん、できる限りそういったこともしたいと思いますけども、基本的にはですね、その予算、負担金等はこの議会の承認を得て負担しておることでございますし、また、いろいろな広域のですね会議のメンバーに、この議会を代表して議長がなっておったりしておりますので、そういう機関としてのですね、中での確認等もぜひお願いしたいなというふうに思います。

まあ、言われた趣旨についてはですね、極力皆さんに詳しいところを示しながら、議論もいただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 63 号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第 36 号、議案第 39 号、議案第 48 号、議案第 49 号、議案第 50 号、議案第 55 号のうち、歳入全部、歳出のうち、1 款議会費、2 款総務費、9 款消防費、第 2 表繰越明許費、第 3 表地方債補正。議案第 56 号、議案第 63 号。

以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第 45 号から議案第 47 号まで、議案第 54 号、議案第 55 号の歳出のうち、6 款農林水産業費、7 款商工費、8 款土木費、11 款災害復旧費。議案第 60 号から議案第 62 号まで。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 37 号、議案第 38 号、議案第 40 号から議案第 44 号まで、議案第 51 号から 53 号まで、議案第 55 号の歳出のうち、3 款民生費、4 款衛生費、10 款教育費。議案第 57 号から 59 号まで。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（森議員より「議長、ちょっとすいません。町長にお尋ねしたいことがあるのですが」との発言あり）
暫時休憩します。

休 憩 11時 50分

再 開 11時 50分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これにて散会致します。

散会時間 11時 51分